平成３０年（フ）第３０１０号
千葉県印西市原山２丁目３番地３棟704号
債務者　株式会社Ｓｈｉｎ
代表者代表取締役　三國　恭輔
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０１１号
千葉県船橋市宮本３丁目９番４号201
債務者　Ｓｏｕｔｈ株式会社
代表者代表取締役　三國　恭輔
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０１２号
東京都清瀬市松山１丁目18番５号
債務者　有限会社蘭
代表者代表取締役　三國　恭輔
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８号
静岡県伊豆の国市神島1537番地
債務者　有限会社ＴＨＥ・コヤイズ
代表者代表取締役　小柳津達美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真理
4　破産債権の届出期間　平成30年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
熊本県八代市鏡町下村1059番地14
債務者　株式会社オオクボ
代表者代表取締役　大窪啓一郎
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　幸広
4　破産債権の届出期間　平成30年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第２２号
静岡県富士市長通９番地の３
債務者　株式会社テクトムハウス
代表者代表取締役　望月　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　順
4　破産債権の届出期間　平成30年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９７号
群馬県高崎市問屋町西１丁目３番地の14
債務者　株式会社ダイセン
代表者代表取締役　竹内　敏明
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時10分
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３３号
群馬県桐生市広沢町２丁目3125番地53
債務者　アンクル・ウェブ株式会社
代表者代表取締役　小澤　圭正
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲毛　正弘
4　破産債権の届出期間　平成30年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月12日午後１時30分
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第７号
千葉県印西市原４丁目１番地２棟208号
債務者　北村信一郎
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　洋平
4　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１１６号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目13番地１　フォーサンズⅢ　203
債務者　古村　千恵
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　耕三
4　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月21日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４８号
千葉県東金市広瀬587―60　サニーヒル広瀬Ｆ―101、住民票上の住所千葉県勝浦市浜勝浦286番地の１
債務者　鶴岡　春枝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成30年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第４９号
千葉県東金市広瀬587―60　サニーヒル広瀬Ｆ―101、住民票上の住所千葉県勝浦市浜勝浦286番地の１
債務者　鶴岡　　准
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成30年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１９３号
東京都台東区橋場２丁目16番15―510号　都営橋場２丁目アパート
債務者　丸野　峯治
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　朋佳
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係